

児童手当現況届の提出のお願い

児童手当を受給されている方は、毎年6月に「現況届」を提出する必要があります。

この届けは、毎年6月1日の状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

「現況届」を提出されないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。

「現況届」は、下記を参考に「添付書類」を添えて6月中に大安庁舎 こども家庭課または各庁舎総合窓口課に提出してください。

なお、提出されても所得要件等により、児童手当を受けられなくなることがありますのでご了承ください。



※6月初旬に対象者の方へ現況届を郵送しています。

必要な添付書類等

① 厚生年金等に加入されている方は、「年金加入証明書」または「受給者本人の健康保険証の写し」を添付してください。

※保険証のコピーを添付される方は、必ずご加入されている年金等の年金手帳、組合員証または加入者の記号・番号を現況届にご記入ください。

② 児童と別居している方は、「別居監護申立書」および「児童の属する世帯全員の住民票」を添付してください。

③ 平成18年1月2日以降に転入された方は、「平成18年度（17年中所得）児童手当用所得証明」を添付してください。

（平成18年1月1日時点の住所地で取得してください。）

問い合わせ先 大安庁舎 こども家庭課 ☎78-3513 FAX78-1114

消防法が改正され、全国一律に住宅用火災警報機器等の設置が義務づけられました。

消防法の改正により、火災予防条例が一部改正され、すべての住宅(寝室、階段等)に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

● 新築住宅：平成18年6月1日から設置が必要となります。

● 既存住宅：平成20年5月31日までに設置が必要となります。

● 悪質な訪問販売等に十分注意!!

住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として、不適正な価格や、「すぐに設置しなければいけない!」などと、強引に契約を迫る業者には、十分注意してください。

● 消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。

問い合わせ先 員弁庁舎 総務課 ☎74-5805 FAX74-5800